

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第493回）

資料No.

資料名

- No. 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- No. 2 奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿
- No. 3 関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋
- No. 4 「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」
日本労働組合総連合会 奈良県連合会
- No. 5 「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」
一般社団法人 奈良経済産業協会
- No. 6 「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」
奈良県労働組合連合会
「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」
市民生協ならコープ労働組合
- No. 7 奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）
- No. 8 奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- No. 9 最低賃金と生活保護との整合性について

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一 致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 G D P は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組」む方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超える、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参照することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人工費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙 1 と同じ）

奈良地方最低賃金審議会
奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
やまぐち 山口	のぶやす 宣恭

労働者代表

きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまもと 山本	まさる 勝

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

備 考 令和3年7月15日任命

関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋

(専門部会等)

最低賃金法第25条第5項

最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

(専門部会等)

最低賃金法第25条第6項

最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(関係労働者及び関係使用者の意見)

最低賃金法施行規則第11条第1項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聞く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

最低賃金法施行規則第11条第2項

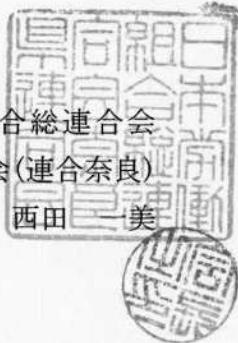
最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適當と認める者をその会議（専門部会の会議を含む。）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。

写

2021年7月 6日(火)

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊藤 真一様

日本労働組合総連合会
奈良県連合会(連合奈良)
会長 西田一美



奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるにあたって、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、雇用形態や国籍の違い等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されません。わが国では、有期・短時間・契約・派遣などで働く者は雇用者全体の約4割、障がい者雇用者数は民間企業で16年連続過去最高を更新し57万人、外国人労働者は前年同期比で20万人増加して166万人にのぼる等、働く者の多様化が進んでいます。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきと認識しています。

2020年度の審議結果において、中央最低賃金審議会では、コロナ禍による中小企業・小規模事業者のおかれた状況に配慮し、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされました。本県においても、「地域間格差の縮小を求める意見」も勘案した審議が行われましたが、1円の引上げ(838円)に留まり、依然として都市部との格差が縮まらず、すべての働く者のセーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。

社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

コロナ禍において、最低賃金近傍で働く労働者は、解雇や勤務日数の減少により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増しています。労働者が生活や雇用に不安を抱える中、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得る最低賃金の引上げは必要不可欠であるとともに、将来にわたって持続可能な社会を実現していくためには、すべての働く者の労働諸条件の改善をかかり、「人的投資の促進」によって働く者のモチベーションを維持・向上させていかなければなりません。

また、現下の雇用情勢は厳しいものとなっていますが、一方で、日本は超少子高齢化・人口減少社会という構造課題を抱えています。労働力人口の減少、人手不足が深刻化するなかにおいて、日本経済を再生し、成長軌道へ載せるためには、地域間格差を是正し、社会全体で雇用を維持・創出することで、地方部から都市部へのさらなる労働力の流出に歯止めをかけ、奈良県における中小企業・小規模事業者の事業継続・発展を促し、同時に個人消費を喚起していくことで、内需を拡大させていくことが不可欠です。

以上のこと踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。



記

1. 地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。コロナ禍の収束が見通せない中での審議となりますと、現下の厳しい情勢を何としても乗り越え、今後の経済再生を展望していかなければならず、生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものと認識します。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をおこなわせたい。
2. 2021春季生活闘争では、「感染症対策と経済の自律的成長」の両立と「社会の持続性」の実現に向け協議した結果、賃上げ水準に幅があり、かつ全体的に昨年を下回るものの、賃上げの流れを継続させる回答を引き出し、組織されている労働者は、4月から賃上げが実施されています。一方、未組織労働者の多くは、労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にはほとんど関与することができないため、不当な低賃金に甘んじざるを得ないことが多々あり、現在の地域別最低賃金の水準では最低限の生活を営むことすら困難でセーフティネットとして不十分です。多くの未組織労働者への波及力を強く意識し、社会的セーフティネットとして実効ある水準を目指し、早急に「全国平均1000円」に向けた審議を図られたい。
3. 賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、奈良県においては県内就業率が低く、人材確保の観点からも隣接府県の状況も十分視野に入れたものとされたい。
4. 審議会における「参考資料の在り方」について、2017年3月28日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の中で「各種統計資料の取捨選択を行うとともに、最低賃金引き上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しを検討することが必要」と報告されていたことを踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示を求めるとともに、連合リビングウェイジを参考とした単身労働者の必要最低生活費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮し、より水準を重視した審議を進められたい。
5. 今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう早期の改正決定が行われるよう努力を図られたい。

以上

写

令和3年7月13日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東眞一 殿

一般社団法人奈良経済産業協会
会長 伊藤昭



奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定のための調査審議が行われるに当たって、最低賃金法第25条5項の規定に基づき、意見書を提出します。

記

奈良労働局

3.7.13

労働基準部
賃金室

1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

昨年春からの新型コロナウイルス感染拡大による影響は、1年3か月以上が経過している。この間、度重なる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出の影響もあり、経済活動は大きく制限されてきた。

新型コロナウイルスによる影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与える、一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、特に「人の移動」に関する宿泊業や飲食業、交通・運輸業を中心に、左記業種に関連する製品サービスを提供する製造・小売・サービス業等の業種においても、依然として回復の見通しがつかず、極めて厳しい業況の企業が多いのが実態である。

多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいるが、自治体による休業の要請や営業時間の短縮要請など、経済活動が厳しく抑制された状況下では業況の回復は程遠く、我慢も限界との声が多く聞かれる。

中小企業庁の中小企業景況調査においても、本年4～6月期の全産業の業況判断D Iはマイナス25.8で、特に宿泊業はマイナス54.3、飲食業ではマイナス50.0と依然として大幅なマイナスとなっている。

金融機関等による中小企業向け貸出残高も急増しており、業況が十分に回復しないまま、返済が始まれば、事業を立て直すうえで大きな負担となる。中小企業ではコストの価格転嫁が困難なことに加え、小規模企業では労働分配率が8割に達しており、コロナ禍の影響で従前にもまして、賃金の支払い余力が乏しい状況は明らかである。

今後、ワクチン接種が進み、感染収束を期待するが、感染の再拡大も見られ、新たな変異株の流行拡大も懸念される等、一切予断を許す状況ではない。仮に今後、感染が収束し、「人の移動」に関する制限が緩和されたとしても、国内の経済活動が元のレベルに戻るのには一定の期間が必要であり、また、コロナ前の経済を支えてきた、海外需要・インバウンドの回復には更に時間を要することが想定される。コロナ禍で影響が深刻な業種がいつになれば以前の業績水準に回復することができるのか、全く見通しが立たないのが現状である。

特に、観光立県の奈良県では、インバウンドを含む観光や関連する飲食やイベント等の需要自体が喪失し、ゼロになったと言える大変厳しい状況であり、このことは1年前と何ら変わらず、関連する製品・サービスの需要も大幅に減少し大きな影響が見られる。

ちなみに、東京商工リサーチが6月に行った調査では、コロナ禍の収束が長引いた場合、廃業を検討すると回答した企業の割合は、中小企業全体では8.2%と1割近く、

宿泊業や飲食業、生活関連サービス業では実に3割に達していることが示されている。加えて、廃業を検討する可能性が「ある」と回答した中小企業のうち、「1年以内」と回答した割合は38.1%と4割近くに及んでいる。この様な状況は奈良でも同じであり、中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、仮に今年度、最低賃金が引上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながることが強く懸念される。

奈良県の状況は、本年4月の奈良県鉱工業指数が、季節調整済指数（生産）で90.0となり、前月比8.2ポイントと3か月連続の上昇となったが、90.0といえども、ここ直近は16ヶ月連続で80ポイント代が続いている（令和3年2月は81.8ポイント）と、指数は非常に低い状況で上昇が見られず、経済の低位傾向が続いている。

本年4月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）で99.6ポイントで前月比2.5ポイントの上昇であり、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）で98.0ポイントとなり、前月比1.2ポイントの上昇となっている。

奈良県鉱工業指数は、全国・近畿を大きく下回っており、全国とは9.6ポイントの差、近畿とは8.0ポイントの差があり、奈良の90.0ポイント自体が、非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況になっていることの証左と言える。

鉱工業指数	全国		近畿		奈良県
	指数	奈良との差	指数	奈良との差	
R3年4月	99.6	-9.6ポイント	98.0	-8.0ポイント	90.0

2021年春季労使交渉結果は、日本経済団体連合会調査の中小企業（従業員500人未満）の回答状況によると、全産業のアップ率は1.72%（昨年比でポイント増減なし）となっている。また一般社団法人奈良経済産業協会が会員・県内企業を主な対象とした調査（回答企業11社）では、全産業のアップ率は1.45%（昨年比で0.16ポイント上昇）となっている。

ただ、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数が限られ、規模が比較的大きいことが見て取れ、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数あり、特に、賃金改定を実施しない事業所も数多くあることから、回答結果の扱いには注意が必要である。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキル・学歴に全く関係なく定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要である。

尚、広範な賃金調査である毎月勤労統計調査が非常に重要である。きまって支給する給与について、奈良県の令和2年度平均は令和元年度平均と比べ、規模5人以上の事業所では前年比0.2ポイントの減少、規模30人以上の事業所では前年比0.8ポイントの上昇となっているが、令和3年4月時点で規模5人以上の事業所では、令和2年4月以降、12ヶ月連続で100ポイントを下回っている。

賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2019年データによると、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟36カ国の中で第26位と、前年度より5つ低下し、1970年以降で最も低くなっている。主要先進国7カ国において1970年以降、連続して最下位の状況が続いているが、日本の生産性の低さが際だち、国際的に見ても労働生産性が低い中で、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

こうした「非常時」ともいえる、極めて厳しい経済情勢の下で行われる金額審議において、昨年度の答申では、コロナ禍の影響を踏まえ、「現行水準を維持することが適当」とされた。一方、2016 年度から2019 年度までの4年間は、企業収益の持続的な改善や生産性の向上が十分に伴わない中で、名目GDP 成長率や消費者物価、中小企業の賃上げ率を大幅に上回る3%台の引上げが行われてきた。

これらに関して、2010(平成22)年6月3日の第4回「雇用戦略対話」において、「2020 年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」を前提として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」について、労使で合意している。

しかしこの間、「名目3%・実質2%を上回る成長」をほとんど達成することはなく、この合意・前提を無視して、「1,000円」の議論を進めることには意味がないと言える。

最近の名目GDP の推移をみると、2019 年はマイナス0.5%、2020 年度はマイナス4.0%と、非常に大きな落ち込みとなっている。これを踏まえ、政労使の合意が履行されていないという現実を考慮し、合意のあった前提に基づいた議論が必要である。

先の奈良県最低賃金審議会において、表明された諮問の中で、経済財政運営と改革の基本2021、及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・配意した調査審議を求めていた。最低賃金について、「感染症拡大前に引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。」とある。

これまでの諮問では、「名目GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく」や、特に昨年のように「景気や物価動向を見つつ」と表現されたが、今年度は名目GDP 成長率や、コロナ禍による甚大な景気の影響等に関する考慮することが、一切触れられておらず、最低賃金の議論を行う上で、これらを考慮した慎重な審議が求められる。

「感染症拡大前に引き上げてきた実績を踏まえる」というならば、感染拡大前の経済状況に戻ってから議論を行うべきであり、現実には感染症拡大前どころか、感染拡大が今なお高い水準が続き、変異株の脅威が指摘されるなど、第5波が真に危惧される状態において、現下の経済環境に考えるならば、一層慎重な議論が必要であると考える。

使用者側としてはこれまで、最低賃金は、各種指標やデータなど明確な根拠のもとで、納得感のある水準で、決定すべきであると強く主張してきた。

最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならないと、最低賃金法第9条に明記されている。金額審議では、先に述べた3要素と法の原則に即して、この3要素を総合的に表している賃金改定状況調査の第4表を重視した審議を基本とすべきであると考える。今年度は特に、コロナ禍における中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであると考える。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることはできないことを考慮しなければならない。

今年度の審議においては、コロナ禍で企業の業況が二極化している状況を踏まえて、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸、及び、左記業種に関連する製品サービスを提供する製造・小売・サービス業等の業種における経営状況や支払余力に、しっかりと焦点を当てるべきであると考える。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形での継続した最低賃金の大幅引上げは、最低賃金の影響を受けやすい中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく事業の継続自体をも危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のことになりかねないと言える。

合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げによって、収益の動向に関係なく、多くの中小零細企業が人件費の増大を強いられることになれば、人件費の増大が企業経営をさらに圧迫する危険性が高まることを踏まえ、これまで以上に慎重な審議が必要である。

これまで述べたとおり、コロナ禍により足下の景況感は極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いている、「現行水準を維持することが適当」と答申された昨年度と比較しても、状況は決して改善していない。むしろ1年以上苦しい状況が継続していることで、企業経営は非常に傷んでおり、これ以上耐えられない状況にまで追い込まれている。

これまでコロナ禍において、あらゆる支援策を総動員し、中小企業の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきていただいているが、もし、このタイミングで最低賃金を引上げるようなこととなれば、一連の政策効果を打ち消し、中小企業を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。また仮に、現下の厳しい経済の実態を超える大幅な引上げがなされるようなことがあれば、行政による中小企業切り捨てのメッセージを受け止められ、経営者の「心が折れて」廃業が更に増加し、雇用に深刻な影響が出ることが懸念される。

最低賃金は、法的強制力をもって引き上げられ、各企業の状況に関係なく人件費を増大させることになり、県内中小零細企業からは、「コロナ禍の影響が依然として厳しい状況にも関わらず、最低賃金が引上がるのではないか」といった不安の声が多く聞かれる。

このような状況下で引上げることは、事業継続と雇用維持のため、雇用調整助成金や持続化給付金等の各種給付金を受けながら、かろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者をさらなる窮地へ追い込むことになるとの懸念を強くもっており、この認識は、政府とも共有できていると考える。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を関係者一同が重く受け止めて、審議に臨むべきであると考える。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことからも明らかである。そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無ではなく、支援策の効果がはっきりと示され、改善された段階で議論するべきである。

多くの中小企業が、従業員とともに、コロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越え、その先に「成長と分配の好循環」を生み出していくためにも、今は、官民、労使で力を合わせて、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべき時期であると考える

今年度も、「事業の継続と雇用の維持を最優先とする」とのメッセージを公労使で強く発信するために、「100年に一度の危機」と言われたリーマン・ショックをも上回る状況が1年以上も継続し、更に今後の収束が一切予測できない状況においては、「現行水準の維持」すべき環境であることを使用者側は強く主張すると共に、最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上、今年度の金額審議における使用者側の基本的な見解とする。

写

奈良労働局
 局長 鈴木 伸宏 殿
 奈良地方最低賃金審議会
 会長 伊東 眞一 殿

2021年7月14日

奈良県労働組合連合会
 議長 松本 俊一



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

昨年3月より始まった新型コロナウイルスの感染防止対策のための緊急事態宣言や自粛等で外出が制限され、労働者の勤務状況にも大きな影響を及ぼしています。個人消費が落ち込み、景気が冷え込んでいる上に、コロナ危機で経済やくらしは大きな打撃を受けています。また、コロナ休業による補償は、支給されている賃金により決定されるため、奈良県の非正規労働者の賃金の最低ラインが低いことに大きく影響をうけています。

こうした下で、労働者・国民には憲法25条による「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」の保障と、最低賃金法での「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的の下、労働条件が設定されなければなりません。こうしたこととはコロナ禍の下では、労働者の生活を保障する賃金の確保が根本にあり、また国として生活や営業を守るための援助策がその裏付けとして求められます。

非正規労働者の比率が40%を超えるとされている奈良県では、時間給の引上げこそが月々の収入を大きく改善します。特に、コンビニエンスストアやファーストフード店では、店頭の求人票に最低賃金に張り付いた時間給設定を見かける頻度が高いです。県境を越えて、京都に入ったとたん、人口密集地か否かにかかわらず、京都の最賃909円を超えていました。また、近畿圏に事業所を持っている企業では、同じ非正規労働者でも時間給はその地方の最低賃金レベルに従ってランクを付けているということが当たり前のように行われています。このようなランク付けは、労働者だけにあって販売している商品にはありません。こうした矛盾の改善は、最低賃金の大幅引き上げで格差をなくすこと以外にありません。

一方、奈良県の県外就労率は全国で2番目に低く、15歳以上の労働者の28.8%が県外に働きに出ています。特に大阪に隣接する生駒市は53.7%、王寺町44.3%、三郷町43.1%など、著しくその傾向が現れています。また、高校卒業生の県内就職率は61.0%（平成30年3月；文部科学省）と全国平均の81.1%を大きく下回っています。

奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心してくらせる賃金の保障をするため、その底上げとなる最低賃金の引き上げを強く求めます。

奈良県の最低賃金の大幅な引き上げと1日も早く、早期に時間給1,000円に上げるように申し入れます。全労連で行っている最低生計費試算調査では、月150時間計算で時給1500円

のレベルでないと健康で文化的な最低限の生活を維持できないという結果が出ています。全国的に時間給 1000 円への引き上げは、喫緊の課題と考えます。

最後に、国の施策で、コロナの影響を受けている中小企業への相談窓口体制の充実と営業継続のための支援策を審議会名で国に強く求めていただくことを求め、以下に要請項目を記します。

記

1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、早急に時給 1000 円への引き上げを行うこと。また、特に若者の非正規率が高い奈良県の事情に照らし、賃金改善で働いて健康的で文化的な生活を送ることが出来ることができる時間額 1,500 円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。
2. 奈良県の県外就労率が高いことに着目し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の目安の提示は年々格差が広がる仕組みになっていることを踏まえ、A B C D ランクをなくし、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. コロナ禍の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充、また、コロナ後の地域経済の安定につながる中諸企業への施策充実について国に意見を上げること。
5. 本審議会・専門部会の全面公開とすること。

以上



写

2021年7月14日

奈良労働局
局長 鈴木 伸宏 殿
奈良地方最低賃金審議会
会長 伊藤 真一 殿

市民生協ならコープ労働組合
執行委員長 松本 俊一



最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議開始にあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

今年の最低賃金の審議に当たっては、地方間の格差をなくし、大幅な引き上げを求めます。

昨年3月より新型コロナウイルスの感染拡大により、労働者の勤務状況にも大きな影響を及ぼしているのは周知の通りです。こうした下で、労働基準法第1条の「人たるに値する生活」の保障、最低賃金法でも「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的の下、労働者への賃金水準の安定した保障が求められています。

この1年半以上に渡るコロナ禍ではっきりした事、それはエッセンシャルワーカーの賃金が低すぎると言う事です。生協のようなスーパー小売り、医療、介護、清掃業等社会にとって無くてはならない労働者の賃金が余りに低過ぎます。人の命を預かる介護等の仕事を担う人が年収300万前後と言う実態です。この2021年の春闘でもエッセンシャルワーカーの賃金を引き上げなくてはいけないと言うのは労使の共通認識になっています。しかし個々の企業内での交渉では限界があり、社会全体の強制力が必要になります。そこで最も重要なのが最低賃金です。

エッセンシャルワーカーの賃金はほぼ最低賃金に張り付いています。例えば、ならコープの店舗で働く職員は多くが非正規で、ほぼ最低賃金前後で働き、最低賃金が上がった分が時給アップにつながると言っていたいことを続けています。近隣のコンビニ等に貼りだされている募集時給をみても同様です。最低賃金がエッセンシャルワーカーの賃金を決めているのが実情です。このコロナ禍を脱して日本社会を再生する為には、まず誰もが8時間働けば普通に暮らせる社会にしなければなりません。

以上を踏まえて要請項目を記します。

記



1. 奈良県の非正規率がとりわけ高いことを踏まえ、早急に時給1000円への引き上げを行うこと。また、特に若者の非正規率が高い奈良県の事情に照らし、賃金改善で働いて健康的で文化的な生活を送ることが出来ることができる時間額1,500円に道を開く大幅な引き上げを検討していただきたいこと。

2. 奈良県の県外就労率が高いことに着目し、近畿各府県との格差をなくし、近畿レベルに見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. ランク別の目安の提示は年々格差が広がる仕組みになっていることを踏まえ、ABCランクをなくし、早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。
4. コロナ禍の下、奈良県の経済の安定に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業への実効性ある支援策の拡充、また、コロナ後の地域経済の安定につながる中諸企業への施策充実について国に意見を上げること。
5. 本審議会・専門部会の全面公開とすること。

以上

奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書

7-1 関係法令条文【参考】

7-2 奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書（3業種）

関係法令【参考】

最低賃金法第15条第1項

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

(写)

令和3年 7月 6日

奈良労働局長

鈴木 伸宏 殿

大和郡山市丹後庄町 300 番地

JAM 大阪 奈良地区協議会

議 長 松井 敦



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 6,950 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 2,753 名

奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B : 6,950 名

$$A / B \times 100 = 39.6\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,902 円/日額 988 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 898 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数	207
適用労働者数	6,950

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
株式会社ヒラノテクシード	ヒラノテクシード労働組合	232
株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合	1,415
光精軌工業株式会社	光精軌労働組合	61
ホソカワミクロン株式会社	ホソカワミクロン労働組合	29
光洋機械工業株式会社	光洋機械工業労働組合	341
株式会社MSTコーポレーション	MSTコーポレーション労働組合	201
株式会社品川工業所	品川工業所労働組合	108
光洋サーモシステム株式会社	光洋サーモシステム労働組合	366
計		2,753

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
株式会社ヒラノテクシード	20.33	157.5	172,000	8,460	1092
株式会社 ジェイテクト	20.3	157.5	169,500	8,350	1076
光精軌工業株式会社	20.8	163.1	169,300	8,139	1038
ホソカワミクロン株式会社		155	165,600		1068
光洋機械工業株式会社		157.6	169,500		1076
株式会社MSTコーポレーション				8,547	1068
株式会社品川工業所	20.25	162	160,000	7,902	988
光洋サーモシステム株式会社	20.3	157.6	169,500	8,350	1076

(写)

奈良労働局長 鈴木 伸宏 殿

令和3年 7月 6日

大和郡山市筒井町800
電機連合 奈良地方協議会
議長 池田寿和



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

1, 120名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 938名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B : 1, 120名

$$A / B \times 100 = 83.8\%$$

最も低い労働協約の金額 = 8, 275円/日額 1, 068円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 883円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	54
適用労働者数	1,120

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
パナソニック株式会社	パナソニックアプライアンス労働組合	302
パナソニックアプライアンス社	奈良支部	
①スマートエネルギー・システム事業部		
シャープ株式会社天理工場	シャープ労働組合まほろば支部	636
①シャープセンシングテクノロジー		
②シャープディスプレイテクノロジー		
計		938

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
パナソニック株式会社	19.84	153.7	164,500	8,291	1070
シャープ株式会社	20	155	165,500	8,275	1068

(写)

令和3年7月6日

奈良労働局長

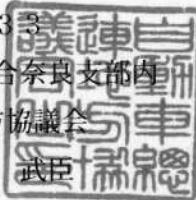
鈴木 伸宏 殿

橿原市 十市町 33

ジェイテクト労働組合奈良支部内

自動車総連 奈良地方協議会

議 長 大蔵 武臣



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3,330 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 1,163 名

奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数

B : 3,330 名

$$A / B \times 100 = 34.9\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,380 円/日額 981 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 885 円/時間額

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状

③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	394
適用労働者数	3,330

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良トヨタ自動車労働組合	550
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	ホンダ四輪販売南近畿支部労働組合	160
株式会社日産サティオ奈良	日産サティオ奈良労働組合	61
奈良ダイハツ株式会社	奈良ダイハツ労働組合	155
株式会社奈良マツダ	奈良マツダ労働組合	93
奈良日産自動車株式会社	奈良日産自動車労働組合	144
計		1,163

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
奈良トヨタ自動車株式会社	21	158	155,000	7,380	981
株式会社ホンダ四輪販売南近畿	20.4	163.3	165,400	8,107	1,013
日産サティオ奈良労働組合	21.33	160	161,500	7,571	1,010
奈良ダイハツ株式会社	21.58	161.83	165,500	7,668	1,022
奈良マツダ労働組合	21.75	157.68	161,000	7,402	1,021
奈良日産自動車株式会社	21.5	161.25	185,000	8,605	1,148

奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
ふかみ 深水	まり 麻里

労働者代表

きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実
やまもと 山本	まさる 勝

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

最低賃金と生活保護との整合性について

1 最低賃金法第9条第3項の趣旨（関連通達から）

最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

最低賃金と生活保護基準の関係について、生活保護が健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである趣旨から考えると、最低賃金の水準が生活保護の水準より低い場合には、最低生活費の保障という観点及び就労に対するインセンティブの低下並びにモラルハザードの観点から問題があることから、最低賃金法第9条第2項の「労働者の生計費」を考慮する際のひとつの要素として、生活保護に係る施策があることを法律上明確にしたものです。

法律上、特に生活保護に係る施策との整合性だけが明確化された点に鑑みれば、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると解されます。

2 保護基準の考え方について（平成20年度版「保護の手引き」から）

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっています。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則です。具体的には、生活様式、物価の違いなどによる生活水準の差に対応して全国の市町村を6区分の級地（1級地－1・1級地－2、2級地－1・2級地－2、3級地－1・3級地－2）に分類し基準額を設定しています。どこがどの級地に該当するのかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣が決めており、おおむね、1級地は大都市及びその周辺市町、2級地は県庁所在地をはじめとする中都市、3級地はその他の市町村となっています。

奈良県の場合は、

- 2 級地－1 奈良市、生駒市
- 2 級地－2 橿原市
- 3 級地－1 他の市町と明日香村
- 3 級地－2 明日香村を除く村

となっています。

(1) 生活扶助基準

生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費について最低生活費を表示したものです。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるという構成になっています。

ア 第1類費（個人的経費）

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されています。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

世帯全体としてまとめて支出される経費で、電気代、ガス代、水道代などの光熱費や家具什器費などが該当し、世帯人員別に表示されています。また冬季は、寒冷の度合いなどによって、暖房費などの必要額が異なりますので、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が表示されています。

※ 別添「最低生活費の体系」を参照。

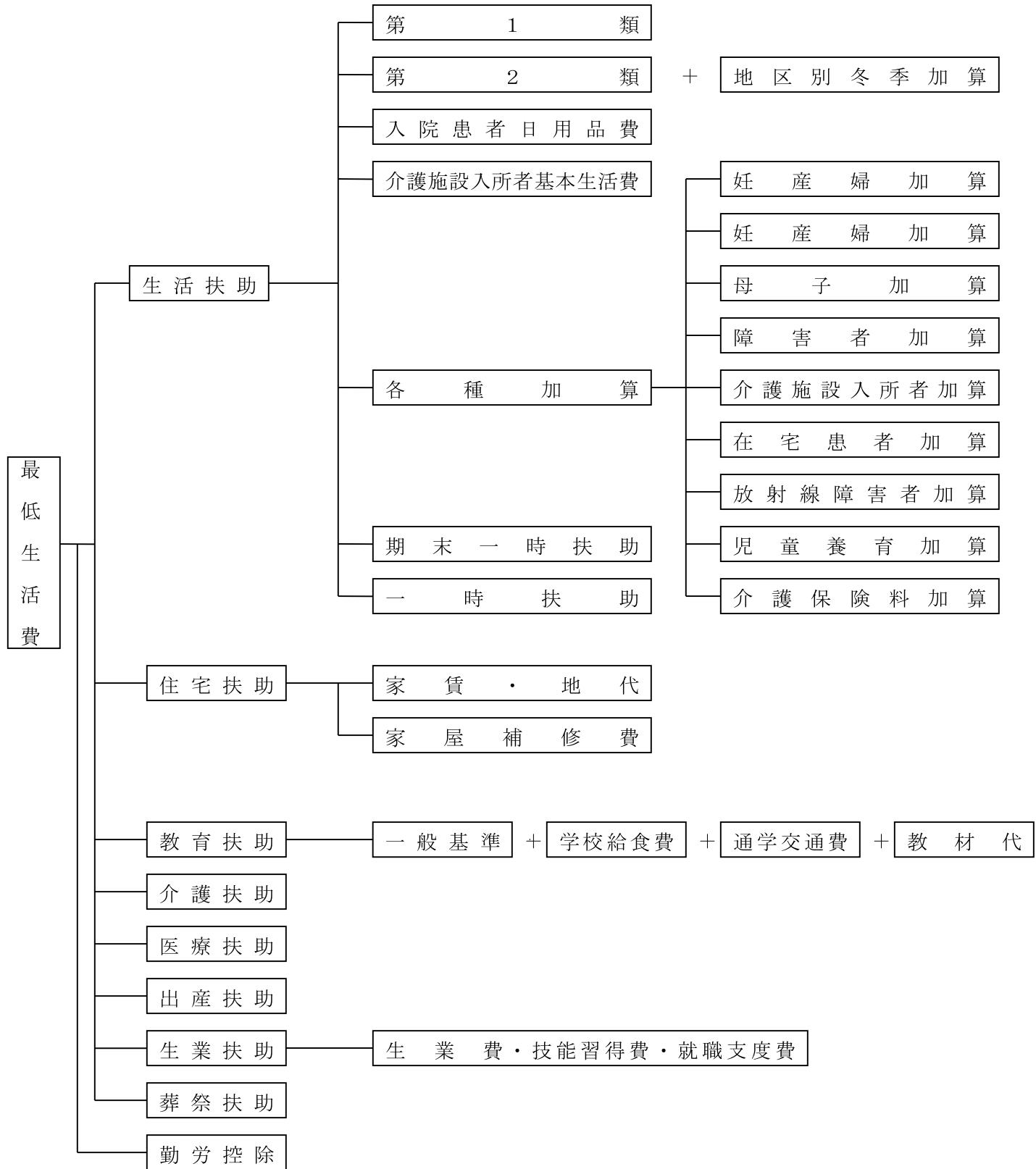
3 最低賃金と生活保護の比較について

(平成20年8月4日「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」から抜粋)

最低賃金と生活保護との比較については、両者の基本的性質が異なることもあって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対し、生活保護は市町村を6段階の級地に区分していること、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、生活保護では、必要に応じて各種加算や住宅扶助等があること等をどのように考慮するのかといった問題があるが、公益委員としては、直近のデータに基づき、手取額でみた最低賃金額と、衣食住との意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当と考えたところである。

※ 最低賃金と生活保護の比較は、別添グラフを参照。

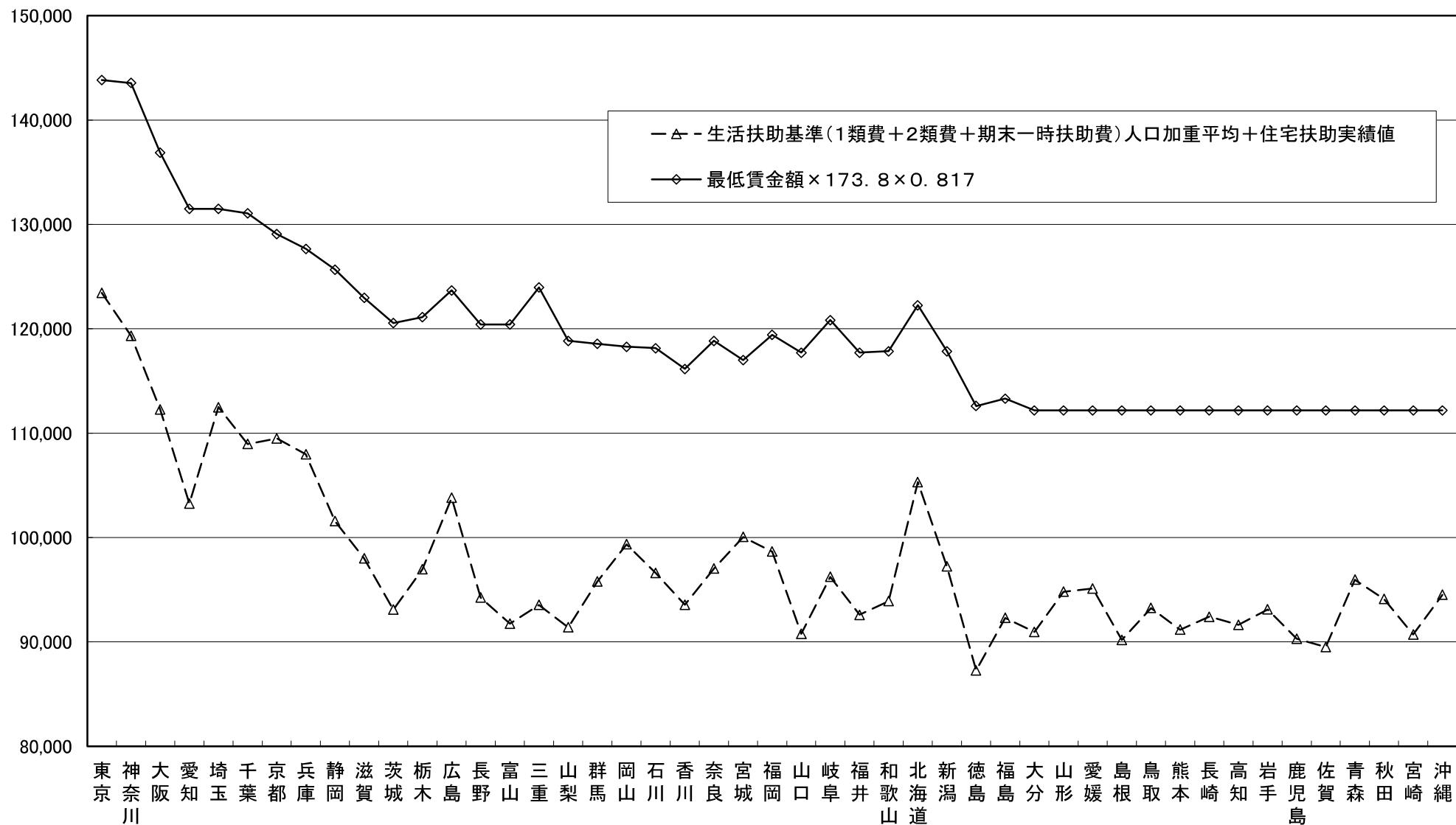
最低生活費の体系



生活保護と最低賃金

単位:円

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

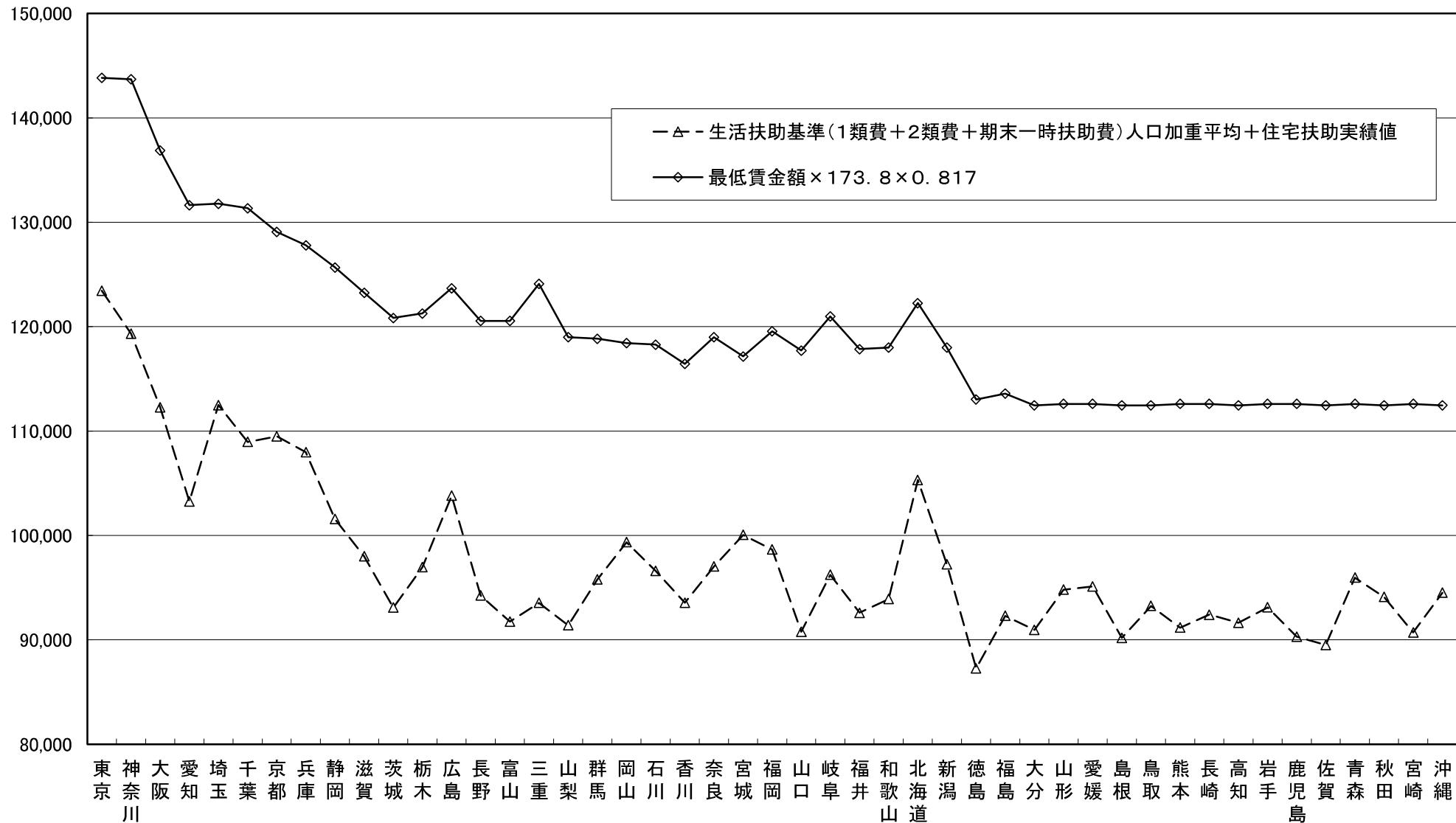
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得に対する比率。

単位:円

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度 データに基づく 乖離額 (A)	令和2年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (= C - D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.818→0.817) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも $E = e① + e② + e③ + e④$ とならない。